

○ 財務省告示第二百三十九号  
件等を次の一とおり告示する。政府短期証券(第三十回)に於ける規則(平成十一年大蔵省行)の規定に基づき、平成三十一年大蔵省行

國庫短期財務大臣(第三十回)与謝野馨

二 一 条 二 令  
の法發号名稱及び記

條律行項及のび根そ拠

四 三 二 一 条 二 令  
發行用振替等替法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札発によ「争は受けるもとい」  
場も加、「争は受けるもとい」  
特の者財同「争は受けるもとい」  
別にご務時と行格付本銀もとい  
參よと大にい(以下「争て行」という。)  
加るに臣行。者発応がわ。行募各れ及一札わす  
第へ限國るび価一れ。I以度債入価格とる。  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	三二万三 千千二兆 円六千二 百二千 七百二 十円百 六十九 億十億 五千五 千八千 十五万 五一	額七額 面千面 金万金 額円額 でで 二三千兆 六百七 三百三 九億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発	
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行	
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價		
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日	
平 成	財 務	日 額	償 当 た 平			十 額	價 十 額	平 す 額 の
二 十	大 臣	本 面	還 た だ 成			錢 面	格 錢 面	成 る の 記
一 一	か ら	銀 金	金 る し 二			七 金	六 金	二 。 整 載
年 六	通 知	行 額	を と 、 十			厘 額	厘 額	十 数 又
月 十	を 受	百 支	き 償 一			百 圓	以 上 圓	倍 は
日	け た	円 払	は 還 年			円	上 圓	の 記
		に う	、 期 十			に	の に	六 金 錄
		つ	。 そ が 二			つ	そ つ	月 額 は
		き	の 銀 月			き	れ き	、 日
		百	翌 行 十			九	ぞ 九	よ 最
		円	營 休 日			十	れ 十	る 低
			業 業			九	の 九	も 額
			日 日			円	応 円	の 面
			に に			九	募 九	と 金